

改正派遣法に基づくマージン率等の公開

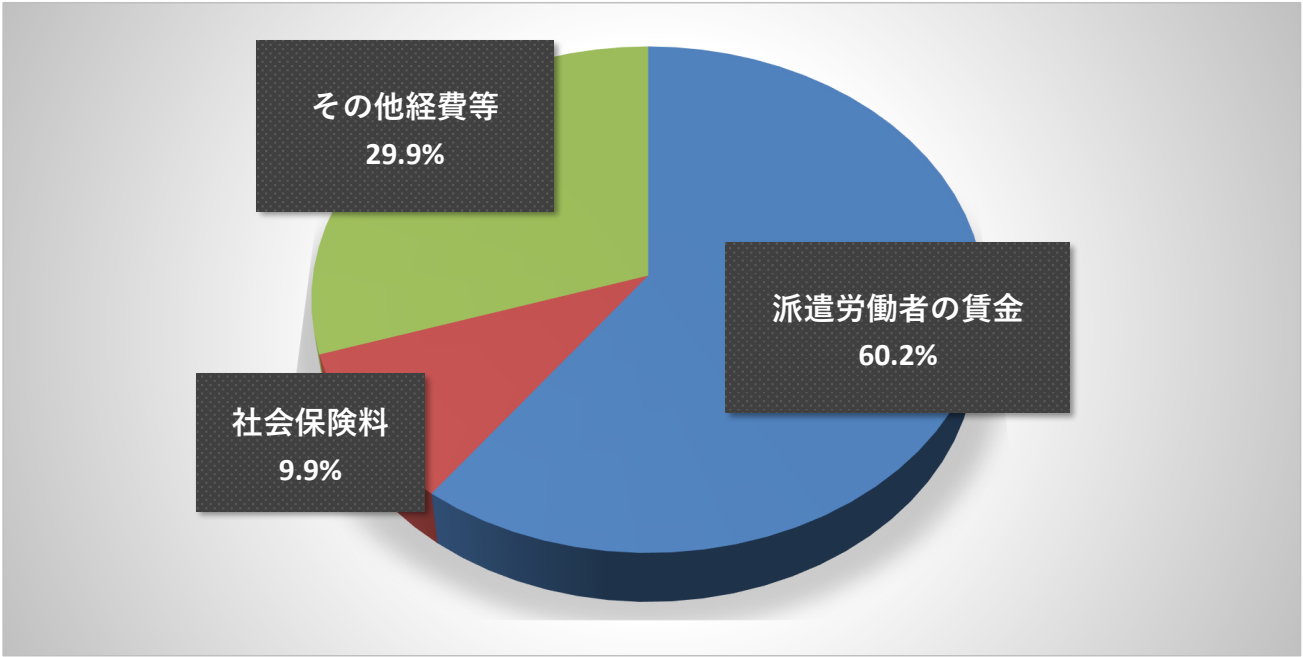
平成 24 年 10 月 1 日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率 = 1 - 派遣労働者の賃金の平均日額 ÷ 派遣料金の平均日額 ※小数点第二位を四捨五入

泉州産工株式会社（対象期間：2025年2月1日～2026年1月31日）

派遣労働者数	8名
派遣先事業所数	2社
派遣料金の平均日額	25,892円（1日8時間当たりの平均額）
派遣労働者の賃金の平均日額	15,580円（1日8時間当たりの平均額）
マージン率	39.82%
労使協定を締結しているか否かの別	締結している
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	すべての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2027年3月31日
教育訓練内容	安全衛生教育、ビジネスマナー教育、マネジメント教育など
その他福利厚生制度など	各種社会保険加入、資格取得支援制度、慶弔見舞金など



※その他経費等につきましては、教育訓練費、福利厚生費、募集採用費、労務管理費、事務所費、車両費等も含まれております。